

6. 解説板の設置について

19

犀川大橋の解説板の設置について

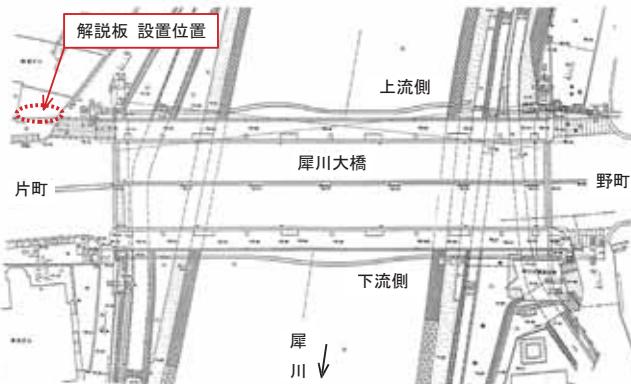
犀川大橋の歴史的な価値を市民の方々に再認識していただくため、「登録有形文化財」であることを示す「解説板」の設置について検討を進めています。設置候補地は下図に示す場所とし、下記の条件および方針に基づき、右図に示す比較案を作成しました。

●基本条件

- 歴史的価値のある橋梁に関する解説板であること。
- 設置候補地の広さから、横幅1m程度のものとする。
- 積雪地であること考慮する（耐久性の良いものとする）。
- 周辺の道路付属物（信号機、標識支柱等）の色彩（こげ茶色）との整合を図る。
- 一方通行出口であることから、交差点視距を確保できる位置に配置する。
- 設置向きに配慮（1つの案として、橋を眺めながら解説板を見る）

●基本方針

- 橋と解説板を交互に眺めやすい（見比べることができる）位置に配置する。
- 周辺との調和を阻害しないシンプルな形状とする。
- 橋のイメージに即した鉄製のもの（木・石→橋のイメージにそぐわない）
- 角柱のもの
- 周辺の道路付属物の色彩との整合を考慮した「こげ茶色」を基本とする。



●盤面のデザイン

盤面のデザインについては、登録有形文化財としての犀川大橋の紹介することを念頭に、下記に示すように、その「歴史」や「補修歴と色彩の変遷」、「橋の諸元」により構成します。なお、実際の盤面の大きさは1m×1m程度、文字の大きさは1cm程度としています。

登録有形文化財
犀川大橋

■ 犀川大橋の歴史

木橋時代



文政3年(1594年) 加賀藩主・前田利家により犀川大橋は架設された。延宝金沢図(県立図書館蔵)によれば、当時の木橋の長さは40間、幅3間であり、城下隨の大きさであったという。木造の大橋は、洪水はらんのたびに流れられたり損傷をうけた。緊急の場合引き農業を妨げていたため、農民の請願によって秋穫の後修造された。また、大雨で水没されるたびにかけられた木橋として舟橋を対にして多く、橋の下間に舟を浮かべ、頭を連ねた木橋やスカグリ(木橋)、木の舟橋に応じて船橋と名づけられた。

幕末の天保期は因が続き、天保14年(1837年)豪雪は大工勞働者一人困っているものの救済のため、痛みだけいた橋の架け替えに取りかかり、これに従事させ世話を得ました。

幕末の天保期は因が続き、天保14年(1837年)豪雪は大工勞働者一人困っているものの救済のため、痛みだけいた橋の架け替えに取りかかり、これに従事させ世話を得ました。

鉄筋コンクリート時代



大正8年(1919年)に完成した犀川大橋は橋脚の多い鉄筋コンクリート橋で、とてもかちりととしたのであった。この橋は、それまで片町にまでいた市内電車をさらに寺町台地にまで長くするため、それ以前の木橋を取り壊し、一年余りかけて完成したものであった。

フランス・アンペック社製鉄筋コンクリートT桁橋(後間橋)、橋脚間(軌道用)であった。鉄筋は日本で八幡製鉄(現新日鐵)製であるが、一部は英國製である。この橋は、1924年に完成したものが現在まで残っている。

この橋は、1924年に完成したものが現在まで残っている。この橋は、1924年に完成したものが現在まで残っている。

鉄橋時代



1924年(大正13年)-現在

現在見られる犀川大橋は、橋脚のない橋で、工事より経済動力開拓東大震災など種々の困難があつたが、大正12年5月に総工費26万5,290円を投じて着工し、大正13年(1924年)3月に完成したものである。

犀川大橋は東京帝國大学大院を修し、米国留学から帰ってきた来れた闘場宿樹(しげの木)氏が設計した。英國製の鋼材を使用し、市電の荷重の耐えられるように設計されているため、建設から80年経った今日でも約3万台/日(自動車交通)に耐えている。専門的には箱型ラーメン式の曲弦弦ワーレントラス橋とされ、数多い我が国鉄橋の歴史の中でも非常に由緒ある橋であると言われている。

平成12年(2000年)に犀川大橋は、国の歴史的景観に寄与しているものとして登録有形文化財に指定された。

以前の歩道は1.98mと狭く、朝夕の通学および沿道時間帯には歩行者や自転車でかなり混雑していた。このような状況を改善するため歩道は平成5年(1993年)に1.0~2.0m拡幅された。またデザインは、金沢の景観に馴染むよう柔らかな吹き屋山や芦屋山の曲線の美しさを模し、その歩道曲線によって作られたバルコニー的「たまり」空間を、上流側に2箇所、下流側に1箇所設け、橋上の触れ合いで散歩空間となるよう図られている。

歩道の舗装には、赤・青色の自然なこげ茶色の石道側から観察側・グラデーション配置をした。バルコニーは、金沢を象徴する赤い戸石を採用した。また高欄には、金属情緒のひどいである虹袋椅子のイメージを取り入れた。照明灯は、犀川両岸の「星の道」との調和を図り、ガス灯をイメージしたものを採用した。

平成12年(2000年)に犀川大橋は、国の歴史的景観に寄与しているものとして登録有形文化財に指定された。

登録有形文化財
平成8年1月1日に施行された文化財保護法の一部を改正する法律によって、保存及び活用についての措置が特に必要とされる文化財建造物を、文部科学大臣が文化財登録原簿に登録する「文化財登録制度」が導入されました。
この登録制度は、近年の国土開発や都市計画の進展、生活様式の変化等により、社会的価値を有するものなく減る危機に瀕している大規模かつ形式の近代の文化財建造物を重点的に保護していくため作成されたものです。これは橋の構造・動植物を含めた様々な保護措置を講じる制度であると共に、登録の重要性を強調するものでした。

■ 補修歴と色彩の変遷

1924(大正13)年: 建設(当時は「ネズミ色」との文献記載あり)
1957(昭和32)年: 橋脚1本補修、床版補修
1958(昭和33)年: 石川県から建設省に管理を移管
1966(昭和41)年: 鉄筋撤去、オーバーレイ、モルタルによる床版補修
1967(昭和42)年: 鉄筋撤去、オーバーレイ、モルタルによる床版補修
1969(昭和44)年: 軽荷試験
1975(昭和50)年: 鉄筋(白系クリーム色) 下写真[]
1976(昭和51)年: 河川改修に伴う橋台補修
1978(昭和53)年: 軽荷試験・排水樹脂塗装、床版部分打換、鋼板接着、下横構ガセット部分取替
1984(昭和59)年: 塗装(朱緑色) 下写真[]
観音試験、鉄骨材テクニカル・ジャッジメント・セミナー設置、伸縮維手取替
1988(平成元)年: 寺町およびその周辺地区は「伝統的環境保存区域・周辺の自然・街並みに配慮することなる
隣接する片町・野町は既存の都市景観創出区域・市やグレーの建築へ基本的に指導
1993(平成5)年: 塗装(青灰色のグラデーション) 下写真[]
隣接する片町・野町は既存の都市景観創出区域・市やグレーの建築へ基本的に指導
1994(平成6)年: 鋼表打換、バッハット・アーチ・照明取替
2000(平成12)年: 国の登録有形文化財に指定



第3回犀川大橋景観検討委員会(平成20年6月25日)

●解説板の配置・形状等

解説板の設置位置や形状等については、いくつかのバリエーションが考えられます。以下にその組み合わせによる比較案1～3を作成しました。

	平面配置	姿 図	設置イメージ	特徴等
第1案 板状タイプ				<ul style="list-style-type: none"> 薄くシンプルな形状ながら重厚感の漂う、景観との相性もよいデザイン。 高さがあるため視界を遮り、限られた空間では圧迫感を与える。 アルミ押出形材を用いた継ぎはぎが無くボルトを見せない造形は高い意匠性があるがコスト高になる。
第2案 斜板タイプ				<ul style="list-style-type: none"> 本体表示基板を傾斜することで橋と解説板とを交互に眺め易い。 本体高さを比較的低く抑えることができる。 奥行き方向に空間を取るため、限られた空間では奥行き方向に制約が出る。 鋼材等を用いたシンプルな構造によりコストを抑えている。
第3案 門型タイプ				<ul style="list-style-type: none"> 定番デザインであらゆる空間にマッチする。 高さがある為視界を遮り、限られた空間では圧迫感を与える。 アルミ押出形材を用いた継ぎはぎが無くボルトを見せない造形は高い意匠性があるがコスト高になる。